

# 仕 様 書

## 1 概要

### (1) 業務名

定期券発売所混雑整理業務

### (2) 業務内容

- ア 定期券発売所の利用客及び近隣施設利用者の安全確保
- イ 定期券発売所の利用客に対する窓口への誘導、整列及び混雑整理
- ウ 定期券発売所付近の動線確保
- エ 近隣店舗の出入口通路の確保
- オ 下記「3 履行場所及び業務実施日程」における発売所にて、指定された時間における待ち列の最大人数の計測
- カ 各定期券発売所における待ち時間計測を目的とした利用客への指定用紙配布

## 2 契約期間

契約締結日から令和8年5月7日（木）まで

## 3 履行場所及び業務実施日程

履行場所	所在地	営業時間 ※実際の業務時間は「4 業務時間」を参照
大通定期券発売所	札幌市中央区大通西2丁目 電話：011-221-5334	平日：8時～20時 土日：10時～18時
北24条定期券発売所	札幌市北区北23条西4丁目 電話：011-757-6131	平日、土 11時15分～19時30分
真駒内定期券発売所	札幌市南区真駒内17 電話：011-583-7969	平日、土 11時15分～19時30分
琴似定期券発売所	札幌市西区琴似1条5丁目 電話：011-643-6921	平日、土 11時15分～19時30分
白石定期券発売所	札幌市白石区東札幌2条6丁目 電話：011-863-6304	平日、土 11時15分～19時30分
新さっぽろ定期券発売所	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目 電話：011-891-4133	平日、土 11時15分～19時30分
環状通東定期券発売所	札幌市東区北15条東15丁目 電話：011-784-2030	平日、土 11時15分～19時30分
福住定期券発売所	札幌市豊平区月寒東1条13丁目 電話：011-853-4154	平日、土 11時15分～19時30分
宮の沢定期券発売所	札幌市西区宮の沢1条1丁目 電話：011-666-8826	平日、土 11時15分～19時30分

(1) 大通定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数3名)	
令和8年4月	1日(水)～10日(金)
令和8年5月	7日(木)

(2) 新さっぽろ定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数2名)	
令和8年4月	・1日(水)～4日(土) ・6日(月)～9日(木)

(3) 真駒内定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数2名)	
令和8年4月	・1日(水) ・3日(金) ・6日(月)

(4) 北24条定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数2名)	
令和8年4月	・2日(木)～3日(金) ・6日(月)

(5) 福住定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数2名)	
令和8年4月	・1日(水) ・6日(月)～7日(火)

(6) 白石定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数2名)	
令和8年4月	・1日(水) ・6日(月)

(7) 琴似定期券発売所、宮の沢定期券発売所、環状通東定期券発売所

(雑踏警備員資格1級または2級保有者を少なくとも1名配置)

業務実施日程 (人数2名)	
令和8年4月	・3日(金) ・6日(月)

#### 4 業務時間

##### (1) 大通定期券発売所

平日：11時30分～20時30分 土日：9時30分～18時30分

※上記時間は休憩時間1時間を含む。

##### (2) 大通定期券発売所以外の定期券発売所

平日、土：11時00分～20時00分

※上記時間は休憩時間1時間を含む。

#### 5 業務内容

##### (1) 事前準備

警備員の配置、業務内容及び留意事項について、事前に委託者と打ち合わせることにし、受託者が各日配置する従事者へ引き継ぐこと。

##### (2) 業務内容詳細

###### ア 各定期券発売所共通

- ① 定期券発売所の利用客が近隣施設利用者の通行の妨げとならないように注意を払うこと。
- ② 定期券発売所の利用客の待ち列が乱れないように注意を払い、待ち列を適宜前へ詰めさせる等、定期券発売所の利用客へ声掛けを行うこと。
- ③ 先頭に配置された警備員は、窓口係員の合図に従い、各窓口へ定期券発売所の利用客を割り振ること。
- ④ 最後尾に配置された警備員は、購入に係る所要時間確認のため、指定された用紙を30分ごとに最後尾に並んでいる定期券発売所の利用客へ配付すること。
- ⑤ 業務開始時及び1時間毎に行列の最大人数を計測し、営業終了後に各定期券発売所責任者へ報告すること。
- ⑥ 各日、ベルトパーテーションポールを各定期券発売所責任者の指示に従い設置、撤去すること。
- ⑦ 本業務を行う警備員の資質について委託者が不適切と判断した場合は、委託者及び受託者による協議を行い、当該警備員を本業務に従事させない措置を講じること。この場合、受託者は直ちに代替警備員を配置するとともに、本業務の品質低下防止措置を講じること。
- ⑧ その他、不測の事態が発生した場合は、定期券発売所の責任者に報告したうえで、責任者の指示に従うこと。

###### イ 大通定期券発売所

- ① 列整理要員として配置された警備員は、本業務において行列の分断が必要となった場合に、通行客の動線を確認すること。  
なお、この場合、警備員は行列を分断した場所に留まり、引き続き列整理を行うこと。
- ② 最後尾に配置された警備員は、「最後尾」と記載されたプラカードを掲げること。

###### ウ 大通定期券発売所以外の定期券発売所

待ち列の最後尾に並ぶ定期券発売所の利用客に対し、申込用紙記載の確認を行うとともに、申込用紙に記載していない定期券発売所の利用客には記載台で記入してから並ぶように案内すること。

### (3) 業務報告

各日業務終了後、当該日ごとの混雑整理状況（業務開始時間、業務終了時間、特記事項、警備員氏名等）について任意の報告書を作成し、各定期券発売所の責任者に提出すること。

### (4) その他

ア 本業務を履行するにあたり、受託者及び警備員は、業務実施場所における責任者の指示に従うこと。

イ 業務中は、各定期券発売所にて配布する駅構内案内図を携帯すること。

ウ 不明な点があれば、各定期券発売所の職員に確認すること。

エ 各定期券発売所においては、別途一般財団法人札幌市交通事業振興公社が配置する案内スタッフと事前に打ち合わせのうえ、連携を図り業務にあたること。

## 6 服装及び名札の着用

警備員の服装及び名札は、受託者が制定したものを使用すること。なお、業務従事に必要な服装及び名札については、すべて受託者が準備及び負担すること。

### (1) 制服、制帽

### (2) 名札

### (3) その他警備上必要なもの

また、駅利用者には不快感を与えないよう、服装は常に清潔な状態で着用し、接遇には注意を払うこと。

## 7 警備員の責務

(1) 業務の履行にあたり、受託者は駅構内通行人の安全には十分に配慮し、事故のないように注意を払うこと。

(2) 業務履行中に受託者側の過失により、委託者、一般財団法人札幌市交通事業振興公社または第三者の備品、設備等に損害を与えた場合及び事故が発生した場合は、受託者の責任において対応することとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

また、受託者はその発生状況等について、直ちに委託者へ報告すること。

(3) 警備員は、業務上知りえた秘密、情報について業務実施期間終了後も他に漏らさないこと。

## 8 提出書類

### (1) 業務着手届(別紙1)

### (2) 警備員名簿

警備期間内の警備員について、事前に各日における警備員名簿を定期券発売所ごとに作成し、委託者に提出すること。

### (3) 業務完了届(別紙2)

業務実施期間終了後に提出すること。

## 9 支払方法

業務終了後、受託者が指定した口座への一括払いとする。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

## 11 お問い合わせ先

札幌市交通局 事業管理部営業課営業係

札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 交通局庁舎3階

電話：011-896-2724 担当：中村

## 業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者  
交通局長

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

# 業 務 完 了 届

令和 年 月 日

(あて先)  
札幌市交通事業管理者  
交通局長

住 所  
商号又は名称  
職・氏名

業務名

上記業務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この業務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)